

○法人税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課さない法人を指定する件

〔平成十五年九月三十日 財務省告示第六百七号〕
〔最終改正 令和六年三月三十日 財務省告示第九十一号〕

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第二第一号の表独立行政法人の項の規定に基づき、収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課さない法人を次のように指定する。
別表に掲げる法人

別表

名 称	根 拠 法
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）
国立研究開発法人海洋研究開発機構	国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）
国立研究開発法人科学技術振興機構	国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五十八号）
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四十五号）
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第五十五号）
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）
国立研究開発法人理化学研究所	国立研究開発法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）
独立行政法人勤労者退職金共済機構	中小企業退職金共済法（昭和三十四年法律第六百六十号）
独立行政法人自動車事故対策機構	独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）
独立行政法人情報処理推進機構	情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）
独立行政法人中小企業基盤整備機構	独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四十七号）
独立行政法人農業者年金基金	独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二十七号）
独立行政法人農林漁業信用基金	独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二十八号）

[